

長期不況下における中小企業へのセーフティネットの緊急予算化及び金融機関の「不良債権処理」に関する中小企業・商店への適用基準の緩和を求める意見書

我が国の経済は未だ低迷を続け、生産や出荷動向は依然として鈍く、倒産件数も前年同期を上回る水準が続くなど、景気回復にはほど遠い状況にあります。

日本経済の成長を支えてきた中小企業者にとっては、長引く景気低迷に加え、変化する業務形態やデフレによる低価格競争など、経営環境の悪化によりその存続基盤が根底から揺るがされています。

こうしたなか、政府は今年7月、ペイオフ全面解禁の2ヶ年延長、総合的なデフレ対策としての「緊急対応戦略」の検討7項目の発表を行いました。この検討7項目には、「政策金融を通じての中小企業対策」が掲げられ、その骨格を今月中旬に取りまとめるとの報道があります。

しかし、現実の地域経済においては、中小企業者や商店主は一刻を争う資金調達に苦慮し、さらに金融機関の不良債権処理による貸し渋りや貸し剥がしが見受けられ、都心区における廃業や倒産も例外ではありません。

このため、千代田区は厳しい財政状況のなか、他の市区町村に先駆けて区内中小企業を対象とした「緊急経営安定化資金」の融資を創設し、資金繰りに苦しむ中小企業者の返済負担の軽減とゆとりある計画的な経営改善の支援を行うこととしました。しかしながら、一自治体の経済対策では、地域全体に活性化を呼び戻すには限界があります。

よって、千代田区議会は、中小企業のセーフティネットの緊急予算化を図り、中小企業者や商店の資金調達環境を改善するとともに、不良債権処理に関する中小企業者と商店への適用基準の緩和策を即刻講じるよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成14年10月16日

千代田区議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
金融担当大臣
経済財政政策担当大臣
宛